

研究評価委員会分科会の公開について (案)

研究評価委員会において、各分科会の公開については「研究評価委員会」の公開の取扱い(資料 2-2 参照)に準じて以下のように行わなければならない。

- (1) 議事録(記名)については原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し公開する。また、議事要旨については、原則として 1 週間以内に作成し、公開する。
- (2) 配付資料は、原則として公開する。
- (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (5) 知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等については、分科会長の判断により、分科会を非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨には分科会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

本日の分科会においては、

- 上記(5)に基づいて、議題 6.2 及び議題 7 は非公開とする。

非公開で行う分科会における秘密情報の取り扱いについては評価事務局が定める「研究評価委員会分科会における秘密情報の守秘について」(資料 2-3 参照)並びに「研究評価委員会分科会における非公開資料の取り扱いについて」(資料 2-4 参照)を適用する。